

事務連絡
令和5年7月3日

会員各位

陸災防 山形県支部

テールゲートリフター特別教育のご案内について

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記について、労働安全衛生規則の改正により、テールゲートリフターの操作等に携わるものについては、来年2月までに教育を実施しなければなりません。当支部として、特別教育およびインストラクター養成講座について、計画をしましたのでお知らせします。下記内容および別添をご参照し、対応方よろしくお願いいたします。

なお、状況を見ながら、11月以降の開催について検討をいたします。

記

1. 特別教育

・講習日程・会場・講習時間 午前8時30分～午後12時40分

	講習日	会場
1	9月5日(火)	山形県トラック総合会館
2	9月8日(金)	米沢総合卸売センター(P-PAL)
3	9月15日(金)	山形県トラック総合会館
4	9月27日(水)	庄内JAビル

・特別教育のうち、学科教育(4時間)を実施します。

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技教育(2時間)は、各事業場において日常使用している車種で行えるよう、実施方法を整理した動画教材「実技教育のポイント」をご紹介します。

特別教育を実施した場合、事業所においては、下記のような受講記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

テールゲートリフター特別教育受講記録			
受講者氏名			
学科教育			
科目	時間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターに関する知識			
テールゲートリフターによる作業に関する知識			
関係法令			
実技教育			
科目	時間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターの操作の方法			

この特別教育の学科の受講者には、テールゲートリフター安全作業ハンドブックと、下記証明書をお渡しします。

テールゲートリフター特別教育 学科教育受講証明書	
番 号	_____
受講年月日	____年 ____月 ____日
受講者氏名	_____
上記の者が下記の教育を受講したことを証する。	
テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0時間
関係法令	0.5時間
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 ○○支部 印	

2. 特別教育インストラクター養成講座

講習日程・会場・講習時間 午前9時～午後3時30分

	講習日	会場
1	10月17日(火)	山形県トラック総合会館
2	10月24日(火)	庄内JAビル

【カリキュラム ※休憩時間を含め、5時間半です。(昼休みを除く。)]

オリエンテーション

インストラクターの心構え

関係法令

テールゲートリフターに関する知識

テールゲートリフターによる作業に関する知識

実技教育の実施方法（実機は用いません。実技教育で実施すべき事項について説明します。）

質疑応答

【受講者特典】

- 学科教育講義用資料の電子媒体へのアクセス用 URL を提供します。
- 「実技教育のポイント」動画教材へのアクセス用 URL を提供します。
- 学科教育用映像補助教材の割引販売をいたします。定価 22,000 円
(陸災防会員：15,400 円(税込) 非会員：18,700 円(税込))

以上